

名古屋市では、令和 8 年度より、保険診療と併用して実施される先進医療の費用を一部助成する事業が開始される予定です。

① 助成金の対象となる治療

保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療
(厚生労働省が定める不妊治療の技術)

※ 先進医療を単独で受けた場合、
または、体外受精・顕微授精を全額自費で実施した場合は、対象外

② 助成対象者

- ・婚姻（事実婚含む）をしている方
- ・治療開始時に女性の年齢が 43 歳未満の方
- ・夫婦のいずれかが名古屋市内に住所を有する方

③ 助成額

先進医療費の 7 割（10 分の 7）に相当する額で、1 回の治療で上限は 5 万円

④ 助成回数

保険適用の回数に準ずる。

※ 40 歳未満：通算 6 回まで/40 歳以上 43 歳未満：通算 3 回まで

⑤ 実施スケジュール

- ・助成対象：令和 8 年 4 月以降の治療開始から対象
- ・申請受付：令和 9 年 1 月からの予定

⑥ 当院で実施可能な先進医療は、下記の通りです。

- ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）
- ・膜構造を用いた生理学的精子選択術
- ・子宮内膜受容能検査 1（ERA）
- ・子宮内膜受容能検査 2（ERpeak）
- ・子宮内細菌叢検査 2（子宮内フローラ）
- ・子宮内膜刺激胚移植法（SEET）

※申請書の様式や具体的な詳細は、今後名古屋市のホームページで公開される予定ですので、名古屋市の公式サイトでご確認ください。

名古屋市以外のお住まいの方は、各自治体にてご確認ください。